

消火器の設置に補助

安全なまちづくりに一役 共同設置に市が1/3を補助



(講習会でかぎ針の使い方を教える森さん=中央=)

かぎ針で手作りの楽しさを 無料奉仕で指導

中央公民館で講座を開講中

手芸のかぎ針を持ったことのない方をなくそうと、無料奉仕でかぎ針の使い方を教えておられる方がいらっしゃいます。

その方は、森明子さん(寺戸町辰巳14)で、日常生活にすぐ役立つものをと、手作りの楽しさを教えています。

「先生、この編み方はどうすればよいのですか。」「この編み方の目盛りは。」などの質問がとびかう中、5月7日・9日の2日間、母の日のために心暖まる贈り物と開いた手芸講習会で、森さんは、てきばきと質問に応えながら、熱心に教えていらっしゃいました。

「手芸という、高級的なものと思われがちですが、かぎ針ひとつでも作れる利点をもっています。教えるときは、生活に即したもので、手作りの楽しさを学んでいただくのをねらいに指導しています。」と、かぎ針の活用をすすめる一方、ひとりでも多く手芸の楽しさを知ってもらおうと無料で教えていらっしゃいました。

森さんが手芸一般を知ったのは、小学校5年生のときにお母さんから教えられたのをきっかけとして、手作りの楽しさに喜びをおぼえてから。本格的に習いはじめたのは、高校生時代に個人の先生の下で習われ、免許を取得されました。

手芸を教えられていて一番うれしかったことは、とたずねますと、「はじめてかぎ針をもった方が、できましたと見せてくれたとき。」と、教える喜びをかみしめていました。

森さんは、現在、京都市の高齢者教室に手芸の指導にあたっているほか、中央公民館のおけいこグループに登録し、4月から毎月第3火曜日、午前10時から正午まで、教えていらっしゃいます。

また、森さんは「手芸の普及を市民のみなさんに浸透させ、かぎ針をもったことのない方をなくしていきたい。」と抱負を語っていました。森さんは、ご主人と一男一女の4人暮らしで、スポーツはテニスが好きな、ほがらかな方でした。



(補助対象の消火器とボックス式)

安全なまちづくりに一役進めていこうと、消防本部では消火器の設置補助制度を設けました。この制度は、地域の火災予防体制の強化をはかるため、自治会などを対象に、消火器の共同設置にかかる費用の三分の一を補助するものです。

都市のドーナツ化現象が進み、市の住宅開発は、昭和四十年をピークに、密集した住宅街を形づくり、市の姿も大きく変わりました。こうした住宅街は、防火上、いろいろな問題点があります。夜間の不法駐車、消火栓や消防水利の路上駐車など、もし火災が起きたらという不安感があります。

消防本部では、消防対策に、例えば夜間駐車パトロール、危険物の取締り、消火器の取扱い説明会などを行ない、予防消防の強化をはかっています。こうした制度強化したのは、市民相互の防災意識の向上と地域の火災予防の充実をはかるため、自治会などの消火器の共同設置にかかる費用の三分の一を補助しようとするものです。

補助の対象は

申請は消防本部へ

補助の対象は、戸数二十以上の自治会、町内会または隣組と市長がとくに必要と認めた地域です。消火器は、泡消火器一〇型軽便式と粉末ABC消火器四型の二種類に限定し、格納箱とも含めた一式で申請の方法は、代表者を定めて、消防本部の備え付け交付申請書に記入して下さい。

補助の対象は、戸数二十以上の自治会、町内会または隣組と市長がとくに必要と認めた地域です。消火器は、泡消火器一〇型軽便式と粉末ABC消火器四型の二種類に限定し、格納箱とも含めた一式で申請の方法は、代表者を定めて、消防本部の備え付け交付申請書に記入して下さい。

消防本部では、自分たちのまちを自分たちで守るという心構えで、共同で消火器設置の補助をします。昨年の火災件数は十八件、二千二百万円の損害額にのぼっています。原因別でも、たばこの不始末、ガスコンロの取扱いや不注意、風呂のからだきなどが多く、慣れた火の不始末が原因です。



(箕面スーパーガーデンで映画と奇術を鑑賞)

映画と奇術を鑑賞 遺族慰安会 箕面スーパーガーデンへ

遺族慰安会が、5月15日開かれました。午前9時30分、130名を乗せたバス3台は競輪場を出発、箕面スーパーガーデンに向かいました。午前10時30分に箕面スーパーガーデンに到着したあと、遺族の方たちは、この日催された映画と奇術を鑑賞、思い思いのグループにわかれて、いこいのひとときをすごされました。この日中山市長、木村市議会議長らも出席、中山市長は、帰りのバスの中で、「ささやかな催しでしたが、今日のはびのびとすごされたと思います。明日からもがんばって下さい。」とあいさつしました。午後3時すぎ箕面スーパーガーデンを出発、午後4時に帰りました。

百五十余点を展示

「刺しゅう展」開かれる

中央公民館主催の「刺しゅう展」が、五月十一・十二の二日間、市民会館第二会議室で開かれました。この刺しゅう展には、公人が出品、ハンケチ・暖簾などへの刺しゅうから、飾り用をメインにした立派な刺しゅうまで、百五十余点が展示されています。



(手作りの刺しゅうがずらり)

定時届は必ず

福祉年金

昭和四十九年度の福祉年金定時届は、もうお済みですか。すでに、老齢・母子・障害の各福祉年金受給中の方は、五月期の支払いを受けしだい、昭和四十九年度の福祉年金受給手続きをお済み下さい。手続きとお問い合わせは、印鑑と福祉年金証書をもって、保険年金課まで。

印鑑登録・証明

必ず本人が手続きを

印鑑登録・証明の交付申請は、必ず本人が手続きをお済み下さい。やむを得ず本人がこれないときは、必ず本人自筆の委任状を代理人に持たせ、手続きして下さい。

ご存じのように、印鑑登録の裏印(登録印)は、非常に大切なものです。印鑑

確定申告のまちがいは 更正請求・修正申告

更正請求・修正申告

昭和四十八年分の所得の確定申告は、三月十五日で終わりましたが、「修正申告」をして、正しい税額におおしめます。この修正申告は、税務署から更正の通知があるまでは、いつでも申告することができますが、なるべく早くした方が有利になります。

つまり、税務署から指摘された後で修正申告をしたときは、正しく申告した人との不公平をなくすために、納めたりなかつた税金の五パーセントの、過少申告加算税。が余分にかかります。しかし、自分でまちがいを発見して、税務署から指摘される前に、自発的に修正申告すると、過少申告加算税はかかりません。

確定申告をしたあとで、計算のまちがいが気がつき税金が納めすぎになっていたり、もどってくる税金が少ないときは、税務署に「更正の請求」をして、正しい税金におおすことができます。この更正の請求は、「所得税の更正の請求書」に事由を書き、税務署に出します。

この期限後申告も、なるべく早くした方が有利です。つまり、期限後申告をしないで税務署から税額を決定する通知を受けると、税額の十パーセントの、無申告加算税。がかかります。申告する前に自発的に申告すると、税額の五パーセントの無申告加算税です。その他くわしくは、もよりの税務署で、おたずね下さい。

(税務シリーズ④)

「更正の請求」ができる期間は、三月十六日から一年以内です。したがって、昭和四十八年分の所得税については、昭和五十年三月十五日までに請求すればよいことになっています。

所得や税額の計算のまちがいがあって、税金を納めなかつたり、もどって来たとき、税額の五パーセントの無申告加算税です。その他くわしくは、もよりの税務署で、おたずね下さい。

母子家庭奨学金等支給制度

京都府では、ことしから母子のしあわせを守るために、新しく「母子家庭奨学金等支給制度」を設けました。くわしくは、社会福祉課まで。